

平成20年第1回美祢市議会臨時会会議録(その2)

平成20年5月21日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	総 務 部 長	林 繁 美
総 務 部 次 長	波 佐 間 敏	総 合 政 策 部 長	兼 重 勇
市 民 福 祉 部 長	阿 野 繁 治	建 設 経 済 部 長	伊 藤 康 文
総 合 観 光 部 長	山 縣 博 行	教 育 長	福 田 徳 郎
教 育 委 員 会 会 長	国 舛 八 千 雄	消 防 長	金 子 正 治
事 務 局 長 兼 東 支 所 長	坂 本 文 男	秋 芳 所 長	小 田 村 治 久

総務部長  
財政課長  
総務課長  
税務課長  
総合観光部長  
観光総務課長  
病院経営長  
管理課長  
会計管理者  
監査事務局長

田 辺 剛  
篠 田 恵 司  
山 本 勉  
藤 澤 和 昭  
久 保 毅  
井 上 真知子

総合政策部長  
企画政策課長  
市民福祉部長  
市民課長  
総合観光部長  
観光振興課長  
上下水道課長  
農業委員会  
事務局長

佐々木 郁 夫  
山 根 和 彦  
篠 田 清 実  
矢田部 繁 範  
古 屋 安 生

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第 1号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市一般会計暫定予算）
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市国民健康保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第 5 議案第 3号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市観光事業特別会計暫定予算）
- 日程第 6 議案第 4号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市環境衛生事業特別会計暫定予算）
- 日程第 7 議案第 5号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算）
- 日程第 8 議案第 6号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第 9 議案第 7号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定予算）
- 日程第10 議案第 8号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 日程第11 議案第 9号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市介護保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市簡易水道事業特別会計暫定予算）

- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市水道事業会計暫定予算）
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市病院等事業会計暫定予算）
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市一般会計暫定予算）
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市国民健康保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市観光事業特別会計暫定予算）
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市環境衛生事業特別会計暫定予算）
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市介護保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市簡易水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市水道事業会計暫定予算）
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市病院等事業会計暫定予算）
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市公共下水道事業会計暫定予算）

- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 専決処分の承認について（美祢市役所の位置に関する条例ほか 2 1 7 件の条例の制定について）
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 専決処分の承認について（美祢市指定金融機関の指定について）
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 専決処分の承認について（市の区域内の字の名称の変更について）
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 専決処分の承認について（相互救済事業の委託について）
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 専決処分の承認について（山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について）
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 専決処分の承認について（山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 専決処分の承認について（美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について）
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度美祢市観光事業特別会計暫定予算補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算補正予算（第 1 号）

日程第 4 2 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定  
予算補正予算（第 1 号）

日程第 4 3 議案第 4 1 号 美祢市教育委員会委員の任命について

日程第 4 4 議案第 4 2 号 美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 5 議案第 4 3 号 美祢市固定資産評価員の選任について

日程第 4 6 議案第 4 4 号 美祢市監査委員の選任について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第2号、以上1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、有道典広議員、高木法生議員を指名いたします。

日程第2、報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてから日程第45、議案第43号美祢市固定資産評価員の選任についてまでを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成20年第1回美祢市議会臨時会に提出いたしました報告1件、議案43件について御説明申し上げます。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、合併前の美祢市において、平成20年4月8日、市所有の自動車による公務上の事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、3月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

議案第1号から第12号は、平成19年度美祢市一般会計暫定予算ほか11件の暫定予算の専決処分の承認についてであります。

これらの暫定予算は、新市発足後初めての予算であります。合併直後の予算は地方自治法施行令第2条の規定により、市長職務執行者が暫定予算を調整しこれを

執行するものとされていることから、合併期日の平成20年3月21日から同月3月31日までの暫定予算を調製し、専決処分を行ったものであります。

予算の編成に当たっては、予算の期間が11日間と短期間であることから、旧一市二町がそれぞれ平成19年度予算に計上していた事務事業のうち、未完了の事務事業を計上することを基本とし、調製したものであります。

まず、議案第1号の平成19年度美祢市一般会計暫定予算についてであります。

予算の規模は、歳入歳出総額49億8,112万5,000円で、旧一市二町の平成19年度予算のうち、合併日の前日の3月20日までに収入または支出されなかったものを基本として計上したものであり、歳入では年度末または出納整理期間に収入される国県支出金、市債などを、歳出では旧一市二町で契約済みの事業に係る未払金のほか公債費、繰出金及び退職手当などを計上したものであります。

次に、議案第2号から議案第10号までの国民健康保険事業特別会計ほか8特別会計の暫定予算についてであります。

一般会計と同様に、旧一市二町の未収入額、未支出額を計上することを基本として調製した結果、各特別会計の歳入歳出額の合計は、49億4,363万3,000円としたものであります。

次に、議案第11号から議案第12号の公営企業会計の暫定予算についてであります。

まず、平成19年度美祢市水道事業会計暫定予算につきましては、収益的収支では、収入額3,000円、支出額2,568万7,000円、資本的収支では、収入額270万円、支出額4,889万9,000円としたものであります。

次に、平成19年度美祢市病院等事業会計暫定予算につきましては、収益的収支の収入額が1億2,154万円、支出額が1億1,571万7,000円としたものであります。

以上、平成19年度美祢市一般会計暫定予算ほか11件の暫定予算について、専決処分いたしましたので、市議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第13号から第25号は、平成20年度美祢市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算の専決処分の承認についてであります。

平成20年度暫定予算についても、地方自治法施行令第2条の規定により、市長職務執行者が調製し、専決処分を行ったものであります。これらの暫定予算は、本

予算が成立するまでのつなぎ予算であることから、平成20年4月から6月までの3カ月間の行政運営を行うために必要な義務的経費を計上するとともに、投資的経費、政策的経費については、継続事業を計上することを基本とした予算編成を行ったところであり、この3カ月間に見込まれる歳入と歳出を計上しておりますので、収支は均衡しないものとなっております。

まず、議案第13号の平成20年度美祢市一般会計暫定予算についてであります。

収入の主なものは、市税、地方交付税、国・県支出金であり、歳出の主なものは、市長選挙費及び市議会議員選挙費のほか、人件費、扶助費、物件費、公債費等、3カ月間に必要な経常的義務的経費並びに毎年度継続的に行う小規模事業や債務負担行為に係る経費を計上したものであります。

以上により、暫定予算の総額は、歳入が37億4,359万8,000円、歳出が36億8,294万4,000円としたものであります。

次に、議案第14号から議案第22号までの国民健康保険事業特別会計ほか8特別会計の暫定予算についてであります。

各特別会計も一般会計と同様に、3カ月間に見込まれる歳入と歳出を計上した結果、9つの特別会計の歳入合計は20億1,327万8,000円、歳出の合計は31億9,815万8,000円としたものであります。

次に、議案第23号から議案第25号までの公営企業会計についてであります。

まず、平成20年度美祢市水道事業会計暫定予算につきましては、収益的収支では、収入額6,398万8,000円、支出額7,754万5,000円、資本的収支では、収入額1億393万円、支出額1億1,923万円としたものであります。

次に、平成20年度美祢市病院等事業会計暫定予算につきましては、収益的収支では、収入額9億2,810万7,000円、支出額11億1,663万円、資本的収支では、支出のみの予算計上で、2,079万円としたものであります。

次に、平成20年度美祢市公共下水道事業会計暫定予算につきましては、収益的収支では、収入額3,919万5,000円、支出額1億3,105万1,000円、資本的収支では、収入額3億4,120万円、支出額3億5,430万円としたものであります。

以上、平成20年度美祢市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算について、専

決処分いたしましたので、市議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第26号は、美祢市役所の位置に関する条例ほか217件の条例の制定に関する専決処分の承認についてであります。

これは、新市の設置の日から法令の定め、または行政運営上、即時に施行させる必要がある条例218件を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第27号は、美祢市指定金融機関の指定に関する専決処分の承認についてであります。

これは、地方自治法施行令第168号に基づき、新市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を山口県信用農業協同組合連合会（美祢市役所内支所）に指定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第28号は、市の区域内の字の名称の変更に関する専決処分の承認についてであります。

これは、新市の設置に伴い、旧美東町及び旧秋芳町の区域における字の名称を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第29号は、相互救済事業の委託に関する専決処分の承認についてであります。

これは、地方自治法第263条の2第1項の規定により、地方公共団体が他の地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の損害による財産の損害に対する相互救済事業を行うことを、新市の設置の日から社団法人全国市有物件災害共済会、財団法人全国自治協会及び社団法人全国公営住宅火災共済機構に委託することについて、同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第30号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する専決処分の承認についてであります。

これは、美祢市萩市競艇組合を、山口県市町総合事務組合に加入させ、山口県市

町総合事務組合の規約を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第31号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する専決処分の承認についてであります。

これは、山口県市町総合事務組合から熊南地域休日診療施設組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合の規約を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第32号は、美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等に関する専決処分の承認についてであります。

これは、平成19年10月1日、郵政民営化に伴い、日本郵政公社が郵便局株式会社となり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日に経過措置が満了しましたので、平成20年4月1日から住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、納税証明書等の請求の受付及び引き渡しに関する業務を大嶺郵便局及び山崎郵便局において取り扱うことについて、郵便局株式会社と協定を締結したものであります。

なお、両郵便局とは、旧美祢市において、平成16年6月1日から、ワンストップサービス事業として同業務を委託しており、この協定により、同事業を継続するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第33号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、平成20年4月1日より、特定健康診査及び特定保健指導が各医療保険者に義務づけられたことから、特定健康診査及び特定保健指導を保健事業として条例に明記したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同

条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第34号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行されたこと及び法定合併協議会において協議された新市の税率等の各事項に基づき、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、課税額について、後期高齢者支援金等課税額を追加したこと及び法定合併協議会において確認されました税率等を改正したものであります。

なお、税率等は医療分が所得割6.2%、資産割15.9%、均等割2万円、平等割2万2,000円、後期高齢者支援金分が所得割1.7%、資産割4.1%、均等割5,000円、平等割6,000円、介護納付金が所得割1.8%、資産割5.5%、均等割6,400円、平等割5,400円となっております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第35号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正したものであります。

改正の主なものは、現下の経済財政状況等を踏まえた持続的な経済社会の活性化を実現するための措置として、まず1点目として、都道府県、市町村並びに社会福祉法に規定する共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金を市民税の寄附金控除の対象として指定するものであります。このうち地方公共団体に対する寄附金は、いわゆるふるさと納税と言われるものであり、市といたしましても、このたびの法律改正の趣旨を市外在住の方々に広くPRすることにより、財源の確保に努めていきたいと考えております。

次に、2点目として、公的年金受給者の納税の便宜や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税を公的年金から特別徴収をする制度を平成21年10月支給分から導入するものであります。

次に、固定資産税関係では、住宅の省エネ化を促進するため、平成20年4月

1日に存在する住宅において、二重サッシ化などの窓の改修工事と併せて、省エネ基準に適合する床、便所もしくは壁の断熱工事を平成22年3月31日までに行った者について、翌年度分の固定資産税の減額を行うものであります。

以上、美祢市税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第36号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日から施行されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、このたびの美祢市税条例の一部改正における固定資産税に関する改正に準じ、所要の改正をしたものであります。

以上、美祢市都市計画税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第37号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、平成20年4月1日に遡及し適用されたことから、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、制度の創設時の後期高齢者、また制度創設後に75歳に到達するものが国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税の減額措置を受けられるよう、所要の措置をこうじたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第38号は、平成20年度美祢市観光事業特別会計暫定予算補正予算（第1号）についてであります。

これは平成19年度の観光事業特別会計において、15億6,600万円の歳入

欠陥が見込まれますので、これを繰上充用するため、平成20年度暫定予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ15億6,600万円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入17億5,487万5,000円、歳出18億835万9,000円とするものであります。

議案第39号は、平成20年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算補正予算(第1号)についてであります。

これは平成19年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅新築資金等の償還金の未納により3,270万2,000円の歳入欠陥が見込まれますので、これを繰上充用するため、平成20年度暫定予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ3,270万2,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入3,523万円、歳出3,272万7,000円とするものであります。

議案第40号は、平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定予算補正予算(第1号)についてであります。

これは、平成19年度の老人保健医療事業特別会計において、老人医療費に係る社会保険診療報酬支払基金交付金及び国庫負担金の概算交付額が実績額に対し不足する一方、県負担金は超過交付となっており、差し引き6,494万8,000円の歳入欠陥が見込まれますので、これを繰上充用するため、また併せて超過交付となった県負担金の返還を行うため、平成20年度暫定予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ6,956万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入8億2,299万7,000円、歳出8億8,841万7,000円とするものであります。

議案第41号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、5名の委員の任命が必要となります。つきましては、教育委員会委員として清水昭夫氏、堀井保法氏、福田徳郎氏、古屋道子氏、鬼村昭寛氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

議案第42号は、美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第2項及び美祢市税条例第78条の規定により、3名を定数としております。つきましては、美祢市固定資産評価審査委員会委員として吉富久氏、阿座上正氏、藤永和之氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

議案第43号は、美祢市固定資産評価員の選任についてであります。

美祢市固定資産評価員につきましては、本年3月21日付で新たに税務課長となりました篠田恵司を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案43件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第2、報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第3、議案第1号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第3号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第3号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第4号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第5号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第5号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第6号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第6号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第7号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第7号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第8号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第8号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第9号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第9号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第10号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第10号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13、議案第11号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略す

ることに決しました。

これより、議案第 11 号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 11 号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 14、議案第 12 号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第 12 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第 12 号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 12 号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 15、議案第 13 号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 議案第13号ですよね。

議長（秋山哲朗君） はい、そうです。

24番（竹岡昌治君） ちょっと質問に入る前に、一言申し上げたいと思いますが、村田市長におかれましては、新市発足に伴う市長選に、めでたく御当選されましたことを心よりお祝いを申し上げたいと思います。

なお、今後市民の多くの皆さんの期待と負託にこたえていただいて、安心・安全なまちづくりのかじ取りを御期待申し上げまして、質問させていただきます。よろしくをお願いします。

まず、平成20年度の暫定予算書、何とすばらしい厚さのもので、大変なボリュームでございますが、中でも244ページ、地方債の明細が書かれています。

旧美祢市のことを申し上げて大変失礼ですが、一番下の（6）のところに退職手当債、こういうものはかつてなかったわけでありましたが、これに対しての御質問を申し上げたいと思います。

まず、何名分の退職金なのか。それから、これをいつから償還が始まっていつまでに終わらせるのか、その辺を御答弁願いたいと思います。

以上です。

市長（村田弘司君） 私の方から御質問にお答え申し上げたいと思います。

なお、私、市長でございますので、細かいことにつきましては担当部課長の方より説明をいたさせたいというふうに思っております。御了解をお願い申し上げます。

人数ですが、31人というふうに認識をいたしております。この中身につきましては、担当の財政課長の方から説明をいたさせたいと思いますけれども、31人分の退職手当債を借りているという状況でございます。

私の方は以上とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 田辺財政課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） 只今の31人分の内訳ですが、平成18年度に旧秋芳町で4名退職されておられます。それから平成19年度に美東町で9名、秋芳町で18名退職されておられます。これらの方の退職手当のうち一般財源が不足する額を退職手当債で借り入れたということでございます。

以上です。

それから、償還期間につきましては、10年間となっておりますので、平成29年度に償還が終了するということになっております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） ありがとうございます。

もう一つお聞きをしたいんですが、これは市長の方にお答えいただきたいと思えます。過去はないわけでありまして、過去の旧美祢市の実態におきましては、当該年度に全部予算化をして処理をしておりました。今後、これを退職債で運用していくのか、あるいは今までのような当該年度の予算の範囲内で処理をされるのか、その辺のお考えだけをちょっとお伺いしたいと思えます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今御説明を申し上げた31名という数は、非常に大きい数字でございます。これから、現在も退職勧奨を募っております。なるべく早い時期に適正な規模の職員構成に持っていきたいというふうに考えております。

これは類似団体というのがございまして、普通会計上の職員数、我々3万人程度であれば382人というのが適正と現時点ではされております。それを目標といたしまして職員数の圧縮、ですから人件費コストの圧縮ということを目指してやっている。それをやりますと、留保財源で対応できるものであればいたしたいというふうに考えておりますけれども、いかんともしがたい部分については退職手当債の発行によって対応せざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 2点について質疑いたします。

公共施設の使用料についてですが、合併時に見直しがあったと思われませんが、何を基準にして行われたのでしょうか。

それともう一点は、新市における特別職の報酬の、これも見直しがあったように思います。97ページですが、合併におきまして地方の国からの地方の切り捨て政策で一市二町が合併したわけですが、これは合併によって財政規模が大きくなりましたが、財政状況というのは苦しくなっていると思えます。切り捨て政策で交付金も削られていますので。そういう面から見て、議員の報酬が以前の美祢市の場

合の特別職報酬の現況を見たときに、20年度におきましては上がっておりますが、こういう基準についてでも知りたいです。どうして決められたのかということについてもお尋ねいたします。

この2点です。この2点については6月議会でも引き続き一般質問で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、私の方から基本的な考え方を御説明を申し上げたいと思います。

今、2点おっしゃったと思いますけれども、公共施設の使用料、それから特別職の報酬という2点であったと思いますけれども、これにつきましては、法定合併協議会、この協議の段階で十二分に協議を重ねていただきまして、公共料金については合併時に共通の使用料金 旧一市二町ですね、使用料を適用できるものについては適正な価格で金額が出ております。それから、合併時に適用ができないものにつきましては目標年度を定めまして、それに合わせて統合するということが確認をされております。これはいろんな使用料がございますので、それぞれに当てはまるものでございます。

それと、特別職の報酬につきましても、法定合併協議会の議論の中で、適正な報酬について随分深い御議論をされておられます。それに基づいてこの報酬が定められたものというふうに私は認識しております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第13号の討論を行います。本案に対する御意見はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。よろしいですか。それでは、原案のとおり承認することに挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第16、議案第14号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第14号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17、議案第15号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 観光事業特別会計に関連して、これは議案第38号にも補正予算が組まれております。中身は両方合わせて見ないとなかなか理解しにくい点があると思いますので、ちょっと38号にも関連いたしますが、合わせて質問させていただきたいと思います。

まず、議案第38号には、前年度繰上充用金ということで15億6,600万円、これもかつてない多額な金額が繰上充用と。非常にわかりにくい言葉なんですが、恐らく繰越欠損金というふうに理解をしてもいいと思うんです。このことが、いわゆる補正で組まれておりますが、暫定の予算の方では6月いっぱいまでの計画ですので、非常にわかりにくい。

ただ、私がお尋ねしたいのは、観光事業の振興というのは、いわゆる財政的にも喫緊の課題であろうと、こういうふうに思っております。新しい市長は、選挙期間中にもマニュアルの中にもうたっておられましたが、この観光振興について、基本的にどのように取り組んでいかれるか、もう少し詳しく方針をお聞かせ願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、私の方からお答え申し上げたいと思います。

確かに今議員がおっしゃいましたように、繰越欠損金15億6,600万円存在するということは、これは一般的な言葉で言えば、借金ではなく、赤字に相当するということでございます。ですから、非常に重たい部分がこの予算に上がっているということでの御指摘だろうと思います。

確かに旧町の方より引き継ぎました観光事業会計からこの部分が気づかれておるところでございます。しかしながら、新市におきましてこの観光事業というのはやはり我々新市の市民にとりまして大きな共有の財産であるというふうに思っておりますし、これを振興することが希望ある新生美祢の創造に結びつくというふうに私は考えておるところでございます。この赤字部分の解消なくしては、やはり希望ある美祢市の創造もできないというふうな認識もともに持つておるところでございます。

この赤字部分の解消につきましては、この赤字がどうして生まれたかということをも根本に立ち戻って考えることによってその解消策というのはやはり見直されるんじゃないかというふうに考えております。私の考えでは、この赤字が生まれてきた

背景には、やはり人件費部分のコストが大き過ぎたというふうな認識があります。

私が過去勉強した中では、平成17年度ベースで考えますと、入洞収入割合、入洞収入金に対しまして人件費率が80%になっておりました。ですから、例えば6億の収入がある中で8割の人件費といいますと4億七、八千万になりますか。ですから、その程度の人件費が支払われているということです。

具体的な職員の数が58人ということがあったと思うんですが、これを私はやはり人件比率が非常に高い部分を圧縮していくことがこの観光会計の健全化に結びつくというふうに考えております。

私の目標は、今人件比率を25%程度まで下げたいというふうに考えています。当面この20年度には、これを28%程度、ですから人数でいえば正規職員を22人程度まで圧縮したいと考えております。ですから、かつて58人おられたところを22人でやりたいと考えております。これによって観光事業のサービス低下が起こっては元も子もない。これはやはりサービス業なんです、公がやるサービス業です。それに伴って公がお金を得るというありがたい会計なものですから、やはりサービスが下がってお客さんが来ていただけないということは避けなくちゃいけません。ですから、それに相応する人につきましては、臨時職員等の対応によって可能である。また、正規職員の方々の非常な意識改革といいますか、プロとしての意識を十分に高めていただいて、今の人材で十分これは対応できるということを考えております。

これによって私の計画では、単年度で2億から3億に近いお金をこの観光事業で生み出したいと考えております。これをこの累積赤字の解消に充てると。ひいては、将来的にはこのお金をこの新市振興の財源に使っていきたいというふうに考えております。これが1点、公の部分での振興策と言えるかと思えます。

それと、民間との、官と民ですね、民と官、これの連携なくしては観光事業の振興はないというふうに思っておりますので、今後民間の方々の御意見を十二分にちょうだいをいたしまして、いかにすればこの新生美祢市の観光事業を振興できるかということもやっていきたいと考えております。それには、これから新市の観光振興計画、総合計画ですね、これをきちっとつくり上げる必要があるかと思っております。

ありがたいことに、平成23年度の山口国体を目指しまして、小郡萩高規格道路

ができております。これのインターチェンジが新市に四つできるという計画でございます。ですから、従来の高速インターチェンジ二つを合わせまして、六つの高速インターが存在するという、非常に陸の便ではすぐれた市となります。

我々の市は港を持っておりません。内陸型の都市でございますので、その辺はデメリットでございますけれども、反面を言えば、陸の中にあるけれども、中央にあるけれども、交通の便は非常にすぐれておるといふこと、これを利用して、いかに入り込み客を新市の中で回遊をさせて、どこでお金を使っていたかという仕組みを含めまして、十分にやっていきたい。これには我々優秀な農産物を持っております。ゴボウなりナシなりホウレンソウなり、クリなり、非常に優秀な農産物もこの地域は持っておりますし、他の加工品も持っております。これらも含めまして、将来的には美祢市に入られました観光客にこれらを持って帰っていただいて、ここに新生美祢ありということ在全国に発進をしていきたいというふうに考えています。

ちょっと言葉足らずでございますが、よろしゅうございましょうか。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は。南口議員。

21番（南口彰夫君） 私は、議案38号のところでは取り上げようと思ったんですが、既に前の議員で関連で38号を取り上げられたので、含めて率直に市長にお尋ねしたいと思えます。

今、政治に対する国民の視線は非常に厳しいものがあります。とりわけ厚生労働省（「南口議員、マイク」と呼ぶ者あり）や国土交通省、官僚、公務員が結局国民の税金、お金を好き勝手に使っている。本当に公務員が国民や市民のために仕事をしているのかという大きな疑問が日々高まっている。そうした中に、先ほどもありましたように、新市長の選挙が行われ、新市長が誕生したわけですが、一般的に、議案提案ですから、こうした棒読みのような説明の仕方しかないのかなと。前市長と相変わらず、冷たい官僚のつくった文章を淡々と読み上げるという点では全く体質的には変わっていないのではないかという印象を受けました。

とりわけ、この観光事業の中では、確かに15億6,600万円の赤字は高い人件費の比率から出ていることは、これは旧美祢市議会の中でも何度も明らかになってきていることですが、しかし、その中の経過をもっと率直に踏み込んでお答えす

べきではなかったかとも思います。少なくとも秋芳町ではそうした経過を踏まえながら、4カ年のまちづくり交付事業の中の一つとして、一昨年、観光の長期計画書なるものをつくって、しかも町民の有志の方々を合わせ100数十人の美祢市の商工会青年部、さらに青年会議所のJCの方々も参加をしながら、そうした計画を立てて、いかに観光事業を、秋芳町に限らず、新市の中身を見ますと、美祢市も美東町も含めて、新市のまちづくりに寄与するという努力がなされています。少なくとも市長が美祢市の、秋芳、美東町の含めた町民の総意を代表する市長であれば、少なくともそうした経過の努力の一たんを一言触れてほしかった。また、触れるべきではないか。そうした中にこの15億6,000万円の今後の、やっぱりこれ乗り越えていく大きな力があるのではないかと、私は率直に思いました。

以上です。市長の御意見。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） じゃ、私の方からお答え申し上げます。

冒頭、非常に厳しい御指摘をちょうだいいたしましてありがとうございました。今私が提案説明で御説明申し上げた40数件の議案につきましては、非常に棒読であったかもしれませんが、これはあくまで数字、これを使うのは、市民の方々の御意見を受けて人間が使います。ですから、それを執行する段階で血、肉が入ってくるというふうに考えております。

私も市長になりまして、職員に、市民の方に対するサービス、我々は公共サービスマンである。パブリックサービスである。皆さんから税金をちょうだいをして社会全体、市全体に奉仕をするサービス業であるという認識を持ってもらいたいという話をしてあります。ですから、その辺につきましては今南口議員よりお話がありましたけれども、我々、市長の私を初め職員一同、一生懸命、血の通った行政サービスをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、2点目ですが、確かに旧秋芳町で、観光事業をこれからどうすればいいかということで、旧秋芳町の方々、町民の方々が中心になりまして、どうすれば秋吉台を中心とした観光を振興できるかということで随分熱心に御協議をされておられました。

山口大学に委託されまして、いろんなデータを集められ、またそれをベースに秋

芳町の最後の年ですが、計画書、この計画書というのがデータをもとに、どうすればいいかというところまで立ち入ってもおりませんけれども、現状を分析を十二分にしておるデータが出ております。ですから、このデータが貴重なこれからの財産になりますので、新市におきましても、旧秋芳町の町民の方々が一生懸命練られたものでございます。大事に使わせていただきまして、それを踏まえてこれからの総合計画を、先ほど申し上げましたように、新しい市民の方々に御意見をちょうだいをして、新しい市の総合計画、観光総合計画をつくり上げたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第15号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時、11時25分まで休憩いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

午前11時07分休憩

午前 11 時 28 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第 18、議案第 16 号専決処分の承認についてから日程第 23、議案第 21 号専決処分の承認についてまでを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

24 番（竹岡昌治君） 議案第 21 号までですね。じゃ、簡易水道事業会計のことでちょっと質問申し上げたいと思いますが、旧美祢市のことを申し上げて大変失礼ですが、場合は上水道、簡易水道、特に簡易水道は全国でも珍しく企業会計で処理をされておりますが、この簡易水道特別会計ということで、また別個に水道事業が、簡易水道特別会計ができていますわけでありましたが、当然それぞれの自治体の扱い方があったらと思うんです。今後、この会計処理を企業会計と特別会計になっている簡易水道会計をどのように扱おうとされておられるのか。

それからもう一つは、料金格差が相当あると思うんです。合併の原則では、いわゆる負担は低い方に合わせる、サービスは高い方に合わせると、こういうのが原則ということで合併を進めてきたというふうに認識いたしております。しかしながら、料金体系はかなりの格差があるんじゃないだろうかというふうに思っております。この辺がどの程度のものなのか。

それから、今後この簡易水道の特別会計と美祢市が従来より行っておりました企業会計の処理の仕方、これについて今後どのように進めていかれるお考えか、お伺いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、私の方からお答え申し上げたいと思います。全般的なことが入っておりますので。

御承知のように、旧美祢市、上水道を持っております。上水道は地方公営企業法で地方公営企業体として企業運営をするというふうになっております。旧美祢市にも簡易水道がございますけれども、この簡易水道は地方公営企業法でその地方自治体の条例でうたうことによって地方公営企業法が適用できるという表現がございます。それに基づきまして、旧美祢市では簡易水道も公営企業体として上水道と一緒に処理をしてきたところでございます。

合併をいたしまして、旧美東、旧秋芳、簡易水道がございます。上水道はござい

ません。従いまして、これは特別会計で処理をされてきておられました。合併をいたしまして、本来であれば旧美祢市の上水道と一緒にして公営企業として管理運営をするのが適当かと思えますけれども、合併協議、先ほどもほかの御質問のときお答え申し上げましたけれども、法定合併協議会の合併協議の段階で、合併後3年を目標にこの会計を統合できないかということが出ております。ですから、目標、3カ年を目標として統合できないかということを出しています。そのときに合わせまして、今言われた水道料金についても合わせられればという方針が出ております。確認されております。

この水道料金というのは、これは一種の企業でございますので、水をつくるというのはコストがかかります。お金がかかります。ですから、コストに合わせて水道料金を設定いたします。ですから、かつての一市二町の水道の水をつくるコストを把握することが必要であるということと、それから公営企業として、かつての旧美東、秋芳の水道を適用しようとする場合は、竹岡議員は会社を経営しておられるからおわかりでしょうけれども、簿価を確定する必要があります。資産をきちっと明確にしないと地方公営企業として成り立ちませんので、それが今の旧美東、秋芳の水道事業にはできておりません。ですからその簿価を確定するにも時間がかかります、そのコストもかかります。ですから、やはり3カ年はどうしても統合は難しいと私は考えております。

ですから、合併協議会で確認されました3カ年を目標にしまして簿価の確定、ですから、旧美東、秋芳の水道施設がどういうふうな施設があって、それがいかなる状態であるのかという簿価を確定をしたい。それをしないと減価償却が起こせませんので、そこまでは持っていきたいと考えております。

また、これからのいろんな議会サイドからの御意見等ちょうだいをいたしまして、3カ年を目標にやっていきたいと考えております。

それと、今水道料金の価格差がどのくらいあるかというふうにおっしゃいましたけれども、私の認識では、美祢市を1とすれば、旧美東が1.6倍ぐらいだったと思います。旧秋芳町が1.2倍程度。詳しいことにつきましては、現在水道課長が来ておりますので、担当の課長の方に説明をさせたいと思います。よろしゅうございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 先ほどの料金のお話でございますけど、美祢市が今一般家庭で約20トン使うことでいいますと、約2,300円、美東町が、美祢市を1としますと1.6倍、秋芳町が1.2倍となっております。

今後、この料金ですけど、美祢市の水道会計の今後と美東、秋芳の特別会計の決算状況を見て料金を決定したいと思うので、現時点での負担については今のところ未定でございます。当分の間は現状の料金の体制でと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 質疑だけじゃなくて意見も言ってよろしゅうございますか。一括ですから。

議長（秋山哲朗君） そうですね。どうぞ。

24番（竹岡昌治君） それじゃ、今市長が御答弁された中で、3年をめでにということですが、当然その中には公営企業会計適用に向けてどうしても3年はかかると、こういうことだと認識をしてもよろしゅうございますか。いいですか。いや、そのまま結構ですから、そういう認識でいいですか。（「結構でございます」と呼ぶ者あり）

私はちょっと意見が異なってくるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、やっぱり合併によって料金の体制が上げざるを得ないだろうと。これはやっぱり合併の条件の中にあるように、負担は低い方、やっぱりサービスは高い方と。そうしますと上げ率の不公平が相当出てくるんじゃないかと、受益者の方に。従って、3年ということがあっても、私も所管の中で、総務企業委員会ですから、水道会計がございまして、またその中で議論は深めていきたいと思いますが、緩やかに負担の格差を是正していく方がいいんじゃないかと、このように思うわけでありまして、その議論につきましては今後の議会活動の中でやらさせていただきます。これは意見として申し上げておきます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） もう質疑、御意見が一緒になりましたけれども、そのほか質疑はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 21号について意見を述べさせていただきます。

地元の要望として申し上げたいと思います。簡易水道が秋芳、美東引かれている

わけですが、硬度が高くて、ボイラーとかポットとか電気器具の故障が大変多いという苦情をいただいています。そして、この解消として、水源地から各家庭に配られる 給水というか配水 給水ですか、の箇所、その大もとになるところに硬水を軟水にする装置をつけるなどの対策をとっていただきたいと思います。

各家庭で以前につけられておられた方もありましたが、金額も高いし、もう既にそれも故障になりかけていると。市として軟水器を取りつけてほしいということもたくさんいただいています。そういう予算をこの21号の中で予算講じる、その対策をしていただく予算を講じていただきたいと思いますので、意見として申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 御意見としてでございますか。御意見でいいですね。

6番（三好睦子君） これも6月議会でやってまいります。

議長（秋山哲朗君） 今の、御意見として伺っておいていいですかということです。三好議員、御意見として伺っておいてよいですかということです。いいですか。 御答弁が要りますか、今の。（聴取不能）はい、わかりました。なら総括的には村田市長。

市長（村田弘司君） 私の方から、総括的なことでございますので、お答え申し上げます。

今の硬度が高い水が供給されておるということで、よくわかります。

実は、旧美祢市の上水道も非常に硬度が高い。これについてはカルスト地ですから、カルシウムが多いです。ですから、どうしても硬度が高いということでございまして、旧美祢市の浄水の方も軟水化装置をつけております。硬度が百五、六十あったのを80程度まで下がっております。非常に大きなこれ工事、コストがかかります。その機械をつくるのに大きな金がかかります。そしてそれを維持するのにまた大きな金がかかります。ですから、先ほどの水道料金とのまた絡みも出てまいりますけれども、このかかったお金というのは水道料金にまた転嫁をする、水道料金に上乗せをされるということで、これ一つの企業体で経営しますから。ですから、その辺を勘案しながら、実際によく私もわかります。硬度の高い水を飲まれるというのは不安に思われるし、またカルシウムがつくということもあります。ですから、その辺も踏まえまして、総合的にこれから考えてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第16号から議案第21号まで、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

先ほど御意見をいただきましたけれども、この16号から21号までの討論を行いたいと思っておりますけれども、御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号から議案第21号までを一括採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 三好議員、いいですか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 異議ありですか、わかりました。

それでは、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。（発言する者あり）

三好議員、どの部分、今一括してやりましたけれども、全部一括で反対ということですか。（発言する者あり）いや、21までです。16から21までです。（発言する者あり）いや、先ほど上程のときに言いましたけれども。ということは、16号から21までは賛成ということで理解してよろしいですか。（発言する者あり）そうですか。わかりました。

そうすれば、16号から20号までは賛成ということの理解でよろしいですか。

なら21号は反対という御理解でいいですね。わかりました。

只今申したとおりでありまして、議案第16号から議案第20号までの賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

まことに申しわけございません、別々になりまして。一括上程したつもりでありましたけれども、21号に異議があるということでございますので、議案第21号につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第24、議案第22号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。有道議員。

3番（有道典広君） 今、暫定予算ですからほとんど決まっておると思いますけど、私はこれ質問かどうかは別にして、いろんな市民から、保険料がばらばらではないかとよく言われます。基本的には、私は廃止論者ですからあれですけど、国が決めたことですから、市も対応せざるを得ないと思っておりますけど、この暫定予算の中で保険料の歳入があります。これでかなり市民の方から、毎回何か金額が違ような感じもするとか、減額の対象とかいろんなことで御相談を受けますけど、その都度対応が違うということで、これも美祢市の方の方もまだできたばかりの法律なんでよくわからないのではないかなと思っております。払う方もわかっていなければ、徴収する側もよくわからないのではないかとということで、これは質問にはなっておりませんが、その辺の対応をはっきりお願いしたいと。

ついては、この暫定予算の保険料の徴収が速やかに行われているかどうかというところの確認をちょっとしたいと思ひまして、マイクをとらせていただきました。よろしくをお願いします。

議長（秋山哲朗君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の御質問でございますけど、今の議案の後期高齢者に限つてのみのことですね。保険とおっしゃったのは、具体的なことが入っておりまし

たから、担当の部長の方に答えさせたいと思います。よろしゅうございますか。

議長（秋山哲朗君） はい、有道議員。

3番（有道典広君） 今の特に75歳以上の方、高齢者とかが対象となっておるわけですけども、この方からしてみれば、幾ら払ったらいいのかとか、いろいろ減額の対象とか、わかりやすく説明を全然受けてない、知っておるとは思いますけど、その辺がわからないということが多く聞いております。

そこで、最後のお願いになりますけど、もう少し高齢者がよくわかるように、皆さんもわかっておられるとは思いますが、その辺減額対象とかいろんな種類があります。そういったところの説明が不足ではなかろうかと私は考えております。皆さんも悪気でやっているとは思いませんけれども、なかなかいろんな対象があるんでしょうから、その辺が高齢者には特にわかっておらないというところがよく話を聞いておりますので、その辺の対処をよくお願いしたいということで申し上げております。よろしくお願ひします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 大変貴重な御意見、御質問でしょうけれども、ほんとに大変重要なことと思います。お年を召した方ですね、わかりやすいように、新しいこれは制度でございますから、なかなか理解しづらいところがあると思います。その辺を含めまして、きっちり御理解をいただけるように、行政として。

先ほど申し上げたように、我々は公共サービス機関ですから、わかりやすいように情報提供をさせていただきたいと思ひます。今後の担当部署の方にもその辺は強く指導したいと思ひます。よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第22号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第25、議案第23号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第23号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第23号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第26、議案第24号専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑はございませんか。岡山議員。

2番(岡山 隆君) 平成20年度美祢市の市立病院事業の会計暫定予算、審議ということで、数字的な小さいことに関しては述べませんけれども、先立って村田市長の方から、美祢市の観光事業特別会計 観光事業の16億円に関する赤字についてしっかりと所信を述べられまして、当初58人いた職員を22名までする、そこまで新市長の決意のほどをお聞きして、その人権比率が25%まで下げる。なかなかできないことであります。ほんとにそういう意味におきましては今後新しい美祢市がほんとの意味で活性化するに当たって、再生するに当たってこういう決断、ほんとに私はすばらしいと今評価をしているところでございます。

そういうことで、今後それ以上にこの美祢市の財政運営にあって足かせとなっていくのがこの病院事業の運営ではないかと。村田市長も必ずそのように私は思っておられると考えております。

そういうことで、長々と話せば長くなりますので、長くは言いませんけれども、これはまた所管の総務企業委員会でしっかりと論議していきたいと思っておりますけれども、きょうは、この19年度で今病院事業における19年度の未処理欠損金が10億8,000万程度あるわけです。今後、年を経るごとにこの欠損金がほんとに毎年ふえていくわけです。これは観光事業特別会計以上のそういう足かせになって、毎年2億5,000万程度の累積がまたふえてくるわけでありまして。そのところを今後美祢市長としてしっかりと再生、美祢市立病院、両方病院の再生へのビジョンを持っておられるとは思いますが、その考え方というのを、市長のお考え方を質問、お教えいただきたいと思っております。

議長(秋山哲朗君) 竹岡議員。

24番(竹岡昌治君) 関連で質問申し上げたいと思っております。

20年度の病院事業の暫定予算でございますけど、第2条の中に、業務の予定ということが書かれております。いわゆる1ページに、ごらんいただいたらおわかりだと思っております。美祢市立病院の方は入院患者数が年間の予定が1万1,375人、病床回転率からしますと78回転、外来患者が1万4,679、美祢市立美東病院の方が入院患者が9,125、病床回転数が91%という高いんですが、外来患者が1万5,980人。当然、病床は美祢市立病院の方が多くて、美東病院の方が病床数が少ないわけですが、外来患者が逆転をしているような状態です。

これは診療科目に相違点があるのかなのか、この辺もひとつお尋ねしたいと思

います。

それから2点目は、第2条の1室平均患者数を見ていただくとよくわかりだと思わんですが、100床の病室が1日当たり100人の入院患者が予定されています。100床で100人というともう満床でございます。この計画。それから、市立病院の方は125人ということで計画がされています。145床で125と、これ病床の稼働率からいくと86、片方は100%ということでございます。実際に可能かどうか、過去の実績と比較して、この100%が可能なかどうか。

それから、質問の3番目といたしましては、19年度の予定損益計算書と申しますか、これを見ますと先ほど岡山議員も指摘されたように10億8,345万8,000円、いわゆる10億の繰越決算金が予定されています。で、わずか3カ月の暫定予算ですから、20年度の6月30日の予定損益計算書というのは示されておきませんが、貸借対照表は示されています。その中で、多額の繰越欠損金が予定されています。6月末の予定貸借対照表を見ますと12億7,200万ということで、2億数千万の赤字が膨れ上がってるという計画が示されています。

このことにつきましても、過去旧市町村において経営安定のために、いわゆる過疎医療を担ってるということから、一般会計から補助金等を出してやっておりますが、これが算入されているのかどうか、3カ月分が、この辺が3点目でございます。

それから、4点目が、これはもうまさに岡山議員さんと同じ考えでございますが、当然病院というのは一般市民にとりまして安心安全な生活を進めていく中で、絶対的な条件でございます。しかしながら病院の経営の安定ということも非常に大切なことだろうと思えます。今後市長はこれに対してどのような対策をとられるのか基本的なお考えだけで結構でございます。先ほど岡山議員が申されたように、所管の事項でございます。今回は付託がないようでございますので、あえて質問を申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 随分たくさんのお質問をお二人からちょうだいしまして、ちょっと漏れることがあるかもしれませんが、もし漏れた場合は、御指摘をください。

まず、1点目は岡山議員、それから、竹岡議員共通の御質問だったと思えますけれども、二つの病院の経営健全化のためにはどうすればいいかということなんです

けど、基本的な考え方がこの二つの病院を維持するということは、この新しい市の市民の方々にとりまして非常に大切なことだと思っております。特にこの新生美祿は、65歳以上の方の年齢構成割合が3人にお一人という、非常に高齢社会じゃなしに、高齢地域でございます。ですから、それに耐え得る医療の環境の整備というのは、維持というのは、本当に重要なことというふうに私は認識をしておるし、考えております。ですから、この二つの病院をぜひとも維持をしたいという、かたい思いを持っております。

どうすればこれを保てるかということでございますけれども、非常に今おっしゃいましたように、この二つの病院、特に美東病院の方が累積赤字が多い状態で一緒になっております。で、これからこの二つの病院を経営統合ということ。経営統合を起こして、その中で二つの医療機関を抱えるという形になります。ですから、管理部門を統一をして、それを責任をもって運営をできる仕組みをつくらないと難しいだろうなと思っております。

これは例えば、薬とか注射器とか、その辺のストックについても、在庫についてもある一定の期間が来たら、それを廃棄するという状況が起こってますから、これは食べられないお菓子と一緒にです。食べ物と一緒にです。ある一定の期間が過ぎたら食べられない、廃棄、この医療機器についても、薬品についても同じことがいえまして、それを再度利用するということはできませんから、どうしてもむだが生じてきます。ですから、この二つの病院を統合管理をすることによって、そのむだをなくして、その経常コストを圧縮していくということが、まず一つあるかと思いません。

それと、今経営のことを申し上げましたけれども、しっかりした経営をする必要がある。今地方公営企業法で、部分適用で病院経営をしておるわけでございます。完全法適用をするという道も残されておるわけでございますけれども、今のところ部分適用という形の病院経営をしております。何が違うかといいますと、今の状態でいくとこの病院経営の最高責任者、市長でございます。実は、地方公営企業法にうたっておるのは、地方公営企業管理者を設置をするということが義務づけられておるわけでございますけれども、これは条例によって、この責務、行為の首長、うちでいえば市長が代替をすることができるというただし書きの条文がございます。それによって、この病院を経営しておるわけでございますけれども、そうすると市

長がさまざまないろんな経営を行っております。で、言葉がおかしくなるかもしれませんが、ある意味片手間になる可能性があります。そうすると、どうしても経営が細かいところまで目が行き届かないということがございますので、この地方公営企業法を完全適用されて、地方公営企業管理者を置くということも私は視野に入れております。

ですから、法の完全適用並びに地方公営企業管理者の設置、これも視野に入れておるということを御理解いただきたいと思っております。

それと、今二つの病院がございます。いみじくを今、診療科のことを聞かれましたね、竹岡議員が、今美祢市立病院が10の診療科、それから、美東病院の方が12に持っております。ですから、二つ美東さんが多いんですが、どちらにどの診療科があって、どちらにどの診療科がないかということだけで申し上げますと、美祢市立病院の方ですね、こちらの方が放射線科を持っております。これは美東にはございません。そのかわり美東の方は産婦人科、それから、リハビリテーション科、それから、麻酔科ですね、これを持っております。これで二つの診療科目の差が出ております。

これで何が起こるかといいますと、経営統合を起こして二つの病院を抱えますので、患者さんはこちらの病院に行ったら受けない診療科がない、でもこちらにはあるということがあります。かなり距離が離れておると、じゃあ、どうするかということですが、ですから、この美祢市立と、それから美祢市立美東病院ですね、これを交通アクセスで結んで、どちらの病院、こちらにあってこちらにない科がありますから、かなり全体とすれば大きな診療科を抱えておる二つの病院になるんです。

ですから、患者の方の御要望にこたえられるような形にするべきだろうと思っております。そうすると、交通体系をきちっと整備をして、どちらにもかかられるということで、患者の方、市民の方にとっても安心感を与えられますし、そして病院経営からいいましても、例えば放射線科が美祢病院の方にないから、市外の病院から来るということになると患者が減ってまいります。ですから、患者さんの確保という、病院経営からの上からもいっても、患者数を確保、ふやすという上からいっても、その辺のことも考える必要があるというふうに考えてます。

これも今全体的な全市を交通網の整備を今担当部署の方に今指示をしておりますので、調査を、その中にこれも含めております。ですから、それも喫緊にやって

いきたいと考えております。

それから、全体的には、きちっとした経営の改善化のための組織がやはり必要だろうと思ってます。で、経営健全検討委員会、今私が頭の中で考えた言葉を申し上げたんですが、そういうものも早急に今設置をする方向で担当部署の方に話をしております。で、10億を超える赤字があるということでございますので、これを解消というのは、先ほど申し上げた観光事業と違いまして非常に厳しいものがあります。しかしながら、これを手をこまねいておりますと、隣の市の、具体的には言いませんけれども、最後にはどうしようもなくなるという状態が生じますんで、少なくとも今の負債をふやさないということが非常に重要だというぐあいに私は認識しております。まだ、この状態であれば経営的には耐えられます。で、損益勘定留保資金も、かつての、今の美祢市立病院ですけど、美祢市立病院の方がかなり持っておりますから、キャッシュをまだ留保している部分がございます。ですから、まだ経営的には耐えられると私は踏んでおります。

ですから、今の経営の健全化に向けての、非常に短期、中期、長期のビジョンを早急に策定をして、それに従ってこの病院経営を行っていく。それを先ほど申し上げた企業管理者の設置のことも含まれてまいります。そういう形でやっていきたいと考えてます。

それとさっき言われたのが、政策補助金のことを申されましたね、で、暫定予算、3カ月予算といいますのは、政策的なものは入れません。というのが、新しい市の市長、私ならしていただきましたけども、市長がこの政策的な金は執行するというものでございますので、3カ月の暫定の中に入っておりません。ですから、6月本会議に今度は肉づけをした通年の全体予算を上程をさしていただく予定でございますけれども、その中に入れさせていただきたいというふうに考えてます。

ですから、この政策補助金もきちっと注入をする形をしないと、先ほど申し上げたように、どうしようもなくなるという病院経営になってまいります。この病院というのは地方の患者さんにおこたえをするという崇高な使命を持っています。その崇高使命を行うがために、非常に高い機器も導入しておりますから、その減価償却を行うに値するほどの患者さんがおられないという部分もございます。ですから、全国の恐らく地方自治体が持つておる公立病院はほとんど赤字だと思えます。しかしながら、これを抱えて市民の方に安心安全な環境を提供するというのも非常に重要

な責務でございますので、この政策補助金については、ぜひとも上程をさしていただき可決していただきたいというふうに考えてます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） わかりました。

今後、国の政策として臨床医療者制度等、若い人が皆都会の方に研修等行かれて、今山口県で医師の確保が非常に難しい。今年度も平成20年度になりまして、美祢市立病院、先生が2名減ったと、そういう状態でますます医者が派遣できなくなっている状況があるということです。こうなると実際見ると患者数も減り、また外来患者も減り、ますます経営状況が見て取って本当に厳しい状況。だから、緊急医療救命処置すべき患者さんを美祢市立病院に搬送できなくて、民間の一次医療のお医者さんが救命処置をとって一生懸命やって、それでもやったけれども亡くなられたというの最近あるわけです。本当に命を守るべき本当にそういった公立病院が、なかなかそういう先生の派遣がない、またはそういう充実ということが欠けておって、なかなか厳しい状況にあるわけです。そういうことで、よっぽど今後そういう面におきましては我々全員が、このことが足かせになって本当にお隣のもう累積欠損金が40億も病院関係でなって、あと教育、福祉にお金が回せない、そういう状況になってしまったら元も子もないわけでございます。

そういうことで、どうか今後しっかりとそういう、我々いったい何しよったか、今のときに議員がいったい何をしよったかと言われぬように、本当に今後私どもはしっかりと行政をチェックしていきたいと思っておりますので、どうか行政の方もしっかりと市民の皆様により明確なビジョンを今後示していただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第24号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第24号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで午前中の会議を終わりたいと思います。それでは午後2時から会議を再開いたしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

午後0時10分休憩

.....

午後2時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第27、議案第25号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第25号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第28、議案第26号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第26号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第29、議案第27号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第27号は、会議規則第

37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第27号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第30、議案第28号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第28号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第31、議案第29号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第29号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第32、議案第30号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第30号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第33、議案第31号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第31号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第34、議案第32号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第32号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり承認されました。

日程第35、議案第33号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第33号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 議案34号について、まず4月1日から行われました後期高齢者……

議長（秋山哲朗君） 三好議員、33号です。

6番（三好睦子君） ああ、済みません。33号。33と34が続いてますが、34のときに言いましょうか。済みません。失礼しました。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第36、議案第34号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第34号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほど失礼いたしました。

議案34号について、まず4月1日から行われています後期高齢者医療制度に反対です。後期高齢者医療制度が導入されたために、後期高齢者支援金として課税されるのは今の若い人たち、74歳までの方たちの負担にも大きくかかわってくるこ

とですし、この課税の案には賛成できません。

後期高齢者医療制度は75歳だけの問題ではなく、本当に国民全員、全国民に負担がかかってくるもので、そして美祢市民の生活を守る上にも後期高齢者支援制度は国保の増税にもなりますし、これは検討させていただきたいと思い、賛成できないということの討論の意見といたします。終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第37、議案第35号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第35号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第38、議案第36号専決処分の承認についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第36号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第39、議案第37号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第37号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第40、議案第38号平成20年度美祢市観光事業特別会計暫定予算補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。河本君。

10番（河本芳久君） さきの15号議案において、この件についても質問があり、市長答弁がございました。あえて2点ほど質問をさせていただきます。

市長は、足腰の強い財政基盤づくりが急務であると、それがためには、先ほどの答弁の中ではこの累積赤字を早期に解消することが私の重要課題だと、こういうふうな御説明がございました。

第1点は、この15億6,600万円余りの累積債務、いわゆる赤字、累積された債務、繰上充用といって一時借入れでこの赤字を解消しようと、一時しのぎでございますが、この一時借入れにかかわって、この予算書では一般財源でこの補てんをすとなっておりますが、何か15億余りの財源が別にあるのかなのか、私はどこかの金融機関から一時借入れをして累積赤字を解消しようと、しかし必ず歳入は次の年度にはまた同じように繰り返す。それを3年以内に解消するというお話がありましたが、まずこの15億円の高額な一時借入れで、どういう金融機関からこれをどのくらいの利息で借りられるのか、これまでの投資をされた歳入に依存されるのか、少しでも財源、歳入確保のために安い金利とか、いい方法でこの累積赤字について対処されるのか、まずこの1点を、1点お聞きしたい。

それから、3年間で必ずこの解消されると、こういうふうな御答弁もございました。その意気込みは大変いいわけでございますが、この15億6,000万円の中には秋芳洞の、いわゆる観光にかかわる累積債務や養鱒場における累積債務、美東町の観光における累積債務、それらが合算されて15億6,000万円という高額

な累積赤字がここに計上されております。で、この累積赤字の中で秋芳洞の観光収入ということから見れば6億6,000万円の歳入が見込まれますし、場合によつたらそれ以上の観光客の増によって増収も見込まれるわけですが、他の観光特別会計においてはそういう見通しは一切ございません。あるなら御説明願いたい。ですから、15億円余りの歳入の半分を投下しても5年以上かかる。

観光客の増減というのは本当に予測できません。平成元年から140万、50万が切れて、そして平成9年、10年から90万人、100万人を切ったわけです。現在は61万人、しかし今年は2万9,000ばかり増加しております。しかし、よく見積もっても六十五、六万、このような見通しの中で3年という、そういう期限を切られたけれども、非常に厳しい、先ほど観光の特に増収についてはいろいろ人件費のことで再調査しながら善処する方法を、改善計画を立てると言われましたが、他の観光会計についてどういう取り組みを考えておられるか、それによってこういう補正の予算が上がっているわけですが、それなりの姿勢がここで説明していただきたいと思います。

以上、2点です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今、3年と何遍もおっしゃいましたが、私は先ほどそういうことを申し上げたでしょうか。議会答弁で申し上げたでしょうか、先ほどの、申し上げておらんとしますが、3年というのが恐らく頭に議員の方にあるんだろうと思いますけれども、一般会計、普通会計ですね、こちらの方も合併後非常に厳しい財政運営が続いてまいります。普通会計、一般会計の方は、私は心の中で3年以内に赤字を解消したいというふうに考えておりますけれども、この観光会計事業で、きょうの御答弁の中で3年以内にこの累積赤字を解消するというのを申し上げてはいいないと思いますけれども、そのことをまずちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、今おっしゃいました観光事業会計、現在新市になりまして観光事業会計今申されたように、養鱒場、それから、旧大正洞等の観光事業全部くくったものでございます。この累積赤字が15億6,600万あるということです。実際にこの観光事業の中核たる観光事業、これは旧秋芳町から引き継ぎました秋芳洞観光事業にあるというふうに認識をしておるわけでございます。

この内訳というふうに今おっしゃいましたけれども、19年度の秋芳洞を中心とした観光事業の赤字ですけれども、11億6,920万2,000円ということになっております。それから、養鱒場のことも申し上げましたけれども、1億8,699万8,000円ということでございます。それから、大正洞、景清洞を中心とした観光事業、これが1億9,666万6,000円ということになっております。それから、秋吉台のリフレッシュパーク、これにかかわるものにつきましては、1,401万5,000円ということになっております。以上のことを合計いたしまして、この収支におきましてはトータルでこの観光事業を展開していくということで、観光事業会計を一本化をしております。

今の累積赤字に対する15億6,600万、この議案によりますこの数字というのは、20年度の補正予算でございますので、前年度に対する繰上充用金ということです。19年度決算が不足をするので、そのお金をこの20年度の暫定の方で補正を組ませていただくというふうな予算でございます。

実際に、先ほどの御質問でもお答え申し上げましたけれども、この累積赤字を解消していくためには、やはり人件費比率の圧縮、これは思考的な問題の方です。それと、あらゆる観光振興策を講じて、入洞客をふやすということ、これは先ほど申し上げた総合的な観光事業振興計画に基づいて入洞客の増大を私はもくろんでおります。

実際には、平成19年度の実績としまして64万人の方が秋芳洞に入っておられます。大体10万人1億程度の収入がありますから、それにあった増収があったと思います。これが平成23年度の国体を目指しての高規格道路の整備等もございまして、私は70万人までは観光客を伸ばしたいというもくろみでございます。また、この事業を計画するときに、ある一定のもくろみを持ってそれをしないと、目標を立てないと現状に甘えてします。ひいては、現状を低下させてしまうということが起こりますので、やはり市・県・国がいろんな状況を踏まえまして70万人という、現実的ともいえますけれども、あと6万人は入洞客をふやしていきたいというふうに考えております。

それに応じて、入ってくる収入の方、増収入の方のそして経費の方も人件費比率を下げることによって圧縮するということによって、一番最初に、先ほど申し上げた御質問のときにお話したように、年間2億円から3億円の黒字を生み出したい、

単年度ですね、それでこの累積赤字を解消するということです。その後はこのお金を持って基金に積むか、もしくは当該年度で振興策にお金を使うか、いずれにしてもこの新市の市民の方にとって有効なお金の使い方にしていきたいというふうに考えております。

それと、初めに御質問があったことは、どういうことやったですか。全体のことですか、一借りのことやったです。一借りの金融機関、どこで借りておるか、利率等の話ですが、これは担当課長がおりますから、そちらの方から説明をいたさせます。

議長（秋山哲朗君） 田辺課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） この観光事業特別会計の欠損金にかかる一時借入れとして、現在のところ8億9,000万円追加で行っております。利率は年1.5%でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） まず最初の一借りの問題ですが、年率1.5%と、ほかの金融機関、また一借りの方法以外の方法でこれの返還というか、そういう面について検討されておるのか、従来の、いわゆる一借りの手法をそのまま取り入れた今お話ですか、その辺を確認したい。

議長（秋山哲朗君） 田辺課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） できれば一時借入れには頼らない方法ということで考えております。具体的には基金というのがありますので、その辺の組み替え運用等、できればその辺で対応して行って、できないものについて一時借入れを行うという方法で対応を考えております。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） これは要望でございますけれども、意見でございますけれども、やはり一借りをやってその場をしのぐということであって、改善をして、そして今のような基金等を繰り入れて、やはりこの赤字の解消に見通しがつくという今市長答弁がございましたが、それに一層の努力をされて、そしてなるべくそういう累積赤字を早期に解消してほしい。こういう要望でございます。

それから、今3年と年数を言いましたけれども、やはり早期にこの解消に向けて

努力されることが新市の財政基盤を確立するのに一番重要な問題だと、私も市長答弁と同じような受けとめ方を、年数というのはやはり限られておる予算、しかも入洞者の増減というのは、やはり年によって、いろいろ情勢によって変わるわけです。幾ら努力してもそれに到達せん場合もありますので、一層の一つ努力をしてほしいと。

ただ、今答弁の中で中核となる秋芳洞のことでございましたが、あとの養鱒とか、いわゆる旧美東町側の観光収入等の累積債務について、具体的に、まあ、6月議会においてはもっと御答弁願いたいと、きょうは一応補正ですから、質問をこれで終わりたいと思います。よろしく。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第38号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第39号平成20年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第39号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第40号平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定予算補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第40号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

福田教育長の御退席をお願いいたします。

〔教育長 福田徳郎君 退場〕

議長（秋山哲朗君） 日程第43、議案第41号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。岩本議員。

8番（岩本明央君） 私はこの教育委員さんの5名の方々については同意を100%といたします。

で、私は、きょう、先般資料いただきましたこれにも、経歴と資料の中にも任期が書いてありません。それで、きょう同意があったら、任期はいつからいつまでだということを御説明をお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 国舛事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） それでは答弁させていただきたいと思えます。まず任期でございますが、一応福田徳郎さんと古屋さんが4年になっております。そして堀井さんが3年です。そして清水さんが2年、そして鬼村さんが1年ということになっております。

以上でございます。

8番（岩本明央君） 了解。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。林部長。

総務部長（林 繁美君） 今の答弁に補足したいと思えます。実は地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令というのがありまして、この第20条でございます。最初に任命される委員の任期、この最初に任命される委員の任期ということで、20条、市町村の設置後、最初に任命される教育委員の委員の任期というのが法で定められております。これによりますと、各委員の任期は当該市町村の長が定めるということで位置づけられております。

それによりまして、只今教育委員会の方から、事務局の方から回答がありましたような任期ということになっております。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

福田教育長の復席をお願いいたします。

〔教育長 福田徳郎君・教育委員会委員 堀井保法君・古屋道子君・鬼村昭寛君 入場〕

議長（秋山哲朗君） この際、教育委員会委員よりごあいさつがございます。

皆様におかれましては、ただ今、議会におきまして、教育委員会委員の任命に同意されましたので、お知らせいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

教育長（福田徳郎君） それでは、只今同意を賜りました私ども教育委員が初めに自己紹介をさせていただきます。

私は福田徳郎と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

教育委員会委員（堀井保法君） 議員の皆様方の御同意によりまして、教育委員を拝命いたしました堀井と申します。よろしく申し上げます。

教育委員会委員（古屋道子君） 御同意賜りました古屋道子と申します。どうぞよろしく申し上げます。

教育委員会委員（鬼村昭寛君） 今皆様の御同意をいただきました鬼村昭寛と申します。よろしく申し上げます。

教育長（福田徳郎君） なお、清水昭夫委員におかれましては、これまで町教育長会の役員として活躍をしていらっしゃいました。今回東京の方で、それにかかわっての表彰があるということで、その授賞式に参列ということで本席に欠席させていただきましたことをお許しいただきたいと思えます。

それでは、5人の委員を代表いたしまして、一言、私福田がごあいさつを申し上げます。

只今は村田新市長さんの議案提案によりまして、市議会の皆様方の同意を賜りまして、教育委員を仰せつかったところでございます。新市の出発に伴っての教育委員ということで、その責務の重さを痛感しておるところでございます。皆様方の御同意に賜りましたことに心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、教育は今大きな変革の時を迎えております。御承知のように一昨年、平成18年の12月に教育基本法が改正されまして、それに伴いまして昨年は教育関連法案が改正、さらにことしの3月には学校の教育内容の大綱を示す学習指導要領の改訂が告示されました。こういったものに共通しているのは、教育の質の向上であり、またこれからの社会を力強く生き抜く生きる力の育成でございます。

美祢市の教育におきましても、これまで一市二町が築き上げてまいりましたきめ細かく行き届いた教育、これを継承するとともに、さらなる充実発展を目指していきたいというふうに思っております。そのため、教育の基本は学力を中心とした力をつけること、さらに豊かな心をはぐくむこと、さらにこれらのバランスを保つことだというふうに思っております。そういった教育を推進することによりまして、保護者はもとより、市民、社会全体から信頼される教育行政を行ってまいりたいと思っております。

私どもは決意を新たにして、教育委員として努めたいと思っております。議長さんを初めとし、市議会の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のごあいさつといたします。これからはどうかよろしく願います。ありがとうございます。

議長（秋山哲朗君） ありがとうございます。

それでは、教育委員会委員の皆様は御退場をお願いいたします。

〔教育委員会委員 堀井保法君・古屋道子君・鬼村昭寛君 退場〕

議長（秋山哲朗君） 日程第44、議案第42号美祢市固定資産評価審査委員会委

員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり同意されました。

篠田税務課長の退席をお願いいたします。

〔総務部税務課長 篠田恵司君 退場〕

議長（秋山哲朗君） 日程第45、議案第43号美祢市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり同意さ

れました。

篠田税務課長の復席をお願いいたします。

〔総務部税務課長 篠田恵司君 入場〕

議長（秋山哲朗君） 篠田税務課長さんには、議会で同意されましたので、この席からお知らせをいたします。

お諮りします。日程第46、議案第44号美祢市監査委員の選任についてを日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号を日程に追加することに決定しました。

地方自治法117条の規定により、竹岡議員の退席をお願いいたします。

〔竹岡昌治君 退席〕

議長（秋山哲朗君） 日程第46、議案第44号美祢市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日提出いたしました追加議案1件について御説明申し上げます。

議案第44号は美祢市監査委員の任命についてであります。監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者及び市議会議員のうちからそれぞれ1名を選任することとなっております。

つきましては、識見を有する者として三好輝廣氏、市議会議員から竹岡昌治氏を監査委員として選任いたしたいので、同規定により市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました追加議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

議案第44号美祢市監査委員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

竹岡議員の復席を許可いたします。

〔監査委員 竹岡昌治君・三好輝廣君 入場〕

議長（秋山哲朗君） 皆様におかれましては、只今議会におきまして監査委員の任命に同意されましたのでお知らせいたします。

この際、監査委員さんよりごあいさつをお願いいたします。

監査委員（三好輝廣君） 只今本議会において監査委員に同意いただきました、私三好でございます。隣におられる方は皆様よく御存じの竹岡議員さんでございます。

まず、皆さん方には本議会において御同意いただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。もとより私浅学非才なみでございますが、幸いにも隣におられます竹岡議員さんにおかれましては、特に経理には詳しく、またもと監査委員ということで、大変私心強く思っております。2人が力を合わせ、監査委員としての責務をまっとうしたいと、このように考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔監査委員 三好輝廣君 退場〕

議長（秋山哲朗君） この際、お諮りをいたします。本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会は本日をもちまして閉会することに決しました。

これにて、平成20年第1回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございます。

午後2時51分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年5月21日

美祿市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 相道典広

” 高木法生